

建設課長の仕事宣言！

建設課長 佐藤 晃一

①重点施策項目名	生活道路の整備を行います
②目標値	事業進捗率（事業費ベース） 〔平成30年度〕 現状値 13%⇒平成30年度末 25% 〔後期基本計画期間〕平成27年度 1%⇒平成32年度 78%
③今年度の取組方針	市道 田代大官町・萱方線及び市道 轟木・衛生処理場線の道路改良事業の推進を図ります。
④今年度の取組結果	市道田代大官町・萱方線及び市道轟木・衛生処理場線において、関係地権者との交渉を重ね、一部の用地について契約を締結しており、引き続き、事業進捗を図るために、地権者との交渉に取り組んでいます。 また、市道田代大官町・萱方線においては、12月に道路拡幅に必要な市営萱方アパートの解体工事が完了し、11月より本線を横断する水路の改良工事に着手しましたが、工事における支障物件の移設に不測の日数を要したため、5月末に完了する見込みです。 市道轟木・衛生処理場線においては、県道中原鳥栖線の市道取付工事として、佐賀県に本線の道路改良工事の一部を工事委託しましたが、関係機関協議に不測の日数を要したため、4月末に完了する見込みです。
⑤数値目標の結果	事業進捗率（事業費ベース） 〔平成30年度目標〕 平成30年度末 25% 〔平成30年度結果〕 平成30年度末 15%
⑥成果と課題 （次年度に向けて）	市道田代大官町・萱方線における用地取得や物件補償及び道路改良工事の推進、また、市道轟木・衛生処理場線における用地取得及び道路改良工事の推進に努めたものの、事業計画に応じた国費予算の確保ができなかったため、今後、次年度以降も適正な予算確保に更に努めて参ります。

◇所管部長の指示

市民生活の向上に寄与する各道路改良事業については、地権者の皆様のご理解を得ながら、着実に推進していくこと。また、国費予算確保についても鋭意努力すること。

建設課長の仕事宣言！

建設課長 佐藤 晃一

①重点施策項目名	機能を重視した効率的な道路整備を進めます
②目標値	都市計画道路の見直し路線 〔平成30年度〕 現状値 8路線⇒平成30年度末 8路線 〔後期基本計画期間〕平成26年度 8路線⇒平成32年度 12路線
③今年度の取組方針	都市計画道路の見直しにおいては、鉄道交差部の都市計画道路を中心に、見直し・再編等の方向性を見出すため、関係機関と協議し将来道路網の方針を決定していきます。また、県道 佐賀・川久保・鳥栖線などの整備促進と未整備区間の整備計画策定について県へ要望していくと共に、スマートインターチェンジ設置に向けた取組を進めていきます。
④今年度の取組結果	<p>都市計画道路の見直しにおいては、検討懇話会を5月、8月、11月に開催し、鉄道交差3路線における現状・課題整理、見直し方針案、見直し案における検討内容について意見を頂いており、今後も引き続き、見直し方針決定のために、検討懇話会及び関係機関との協議を進めていきます。</p> <p>県道中原鳥栖線等の整備促進においては、11月に佐賀県へ事業区間の整備促進及び次期整備計画の早期策定の要望活動を実施し、また、県道佐賀川久保鳥栖線においては、麓地区県道・市道整備促進期成会を開催し、県道の早期完了に向けて、整備促進の必要性や認識を地元関係者の方々と共有しております。</p> <p>味坂スマートインターチェンジ（仮称）設置に向けた取組においては、福岡県、佐賀県、小郡市、鳥栖市の関係する4自治体及び国土交通省、西日本高速道路㈱とともに、インターチェンジの位置や構造、周辺道路の整備計画等を検討し、8月に国が新規事業箇所として決定したことから、周辺道路の整備に向けた測量、設計を実施しております。</p>
⑤数値目標の結果	都市計画道路の見直し路線 〔平成30年度目標〕 平成30年度末 8路線 〔平成30年度結果〕 平成30年度末 8路線
⑥成果と課題 （次年度に向けて）	<p>都市計画道路の見直しにおいては、鳥栖駅周辺整備事業の断念との整合を図り、見直し方針決定のために、検討懇話会及び関係機関との協議を進めていきます。</p> <p>県道整備促進においては、引き続き期成会等を通じた要望活動も実施し、県道事業の必要性や重要性を強く要望して参ります。</p> <p>味坂スマートインターチェンジ（仮称）においては、国、西日本高速道路㈱、2県2市で情報を共有し、早期完了に向け取り組んでいきます。</p>

◇所管部長の指示

都市計画道路の見直しについては、関係機関との協議を丁寧に行うこと。

県道整備促進については、国、県、地元及び関係機関との連携を継続して推進していくこと。

味坂スマートインターチェンジ（仮称）については、関係者及び関係機関との連携を図り、早期完了に向けて取り組むこと。

建設課長の仕事宣言！

建設課長 佐藤 晃一

①重点施策項目名	空家対策を推進します
②目標値	助言・指導等により除却に至った空家数（延べ） 〔平成30年度〕 現状値 31戸 ⇒ 平成30年度末34戸 〔後期基本計画期間〕平成26年度 7戸 ⇒ 平成32年度 30戸
③今年度の取組方針	適切な管理が行われていない空家が防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、市民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の利活用を促進するため、空家等対策協議会の意見を頂きながら、空家等対策計画に基づき本市の空家対策を推進していきます。
④今年度の取組結果	専門家等による空家等対策協議会を今年度3回開催し、意見を伺いながら空家対策の推進を図りました。 空家等の適切な管理を促進させるため、空家対策パンフレットを作成し、市内全戸及び空家の所有者等へ配布しました。また、啓発のため司法書士による空家対策セミナーを市内9箇所で開催し、305名の参加がありました。 空家等及び跡地の活用を促進させるため、空家解体除却費補助制度及び空家バンク制度を創設しました。また、規制緩和により空家等の流通を促進させるため、農業委員会へ働きかけ、新年度から農地付きの空家について条件を満たせば、農地の権利取得要件である耕作面積（5,000㎡）を緩和（1㎡）予定です。 なお、適切な管理が行われていない空家13戸を特定空家等に認定し、法に基づく助言・指導等の措置を講じました。 措置を講じても改善に至らなかった空家4戸に対し、法に基づき勧告を行いました。
⑤数値目標の結果	助言・指導等により除却に至った空家数（延べ） 〔平成30年度目標〕 平成30年度末 34戸 〔平成30年度結果〕 平成30年度末 37戸
⑥成果と課題（次年度に向けて）	特定空家等に13戸を認定し法的措置を講じた結果、これまで反応を示さなかった所有者等が改善に向けて行動しているものの、改善に至らず勧告を行った4戸について、今後、空家等対策協議会で意見を聞きながら対策を検討していきます。

◇所管部長の指示

空家等が周辺地域へ及ぼす影響等を少しでも軽減していくためにも、改善に向けた取組を進めること。